(案)

造林事業請負契約書

1 事業名 立木販売及び造林事業請負一括事業(下成山2018へ林小班 地拵作業外2)

2 事業場所 愛媛県宇和島市津島町槇川 下成山国有林2018林班へ小班

3 事業量 別紙事業内訳書のとおり

4 事業期間 契約締結日の翌日から

令 和 10 年 2 月 29 日 まで ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり

5 請負金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額

色 円也)

[注]()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号	
×	契約保証金の納付に代わる担付 証券等の提供	保となる有価	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融	幾関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による	深証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号	
×	支給材料及び貸与品	第15条	
×	前金払	第35条第1項	
×	中間前金払	第35条第3項	
0	部分払	第38条	
0	国庫債務負担行為に係る契約の	第40条	

⁽注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年9月16日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体 協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者(甲)住所 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号

氏名 分任支出負担行為担当官

愛媛森林管理署長 山口 正浩 印

請負者(乙) 住所 氏名

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除				
	選 択 事		選択条項	
の区分				
	各会計年度における請負金	令和7年度	0 円	第40条第1項
0	の支払限度額	令和8年度	0 円	
		令和9年度	10割	
	支払限度額に対応する各会	令和7年度	円	第40条第2項
\circ	計年度の出来高予定額	令和8年度	円	
		令和9年度	円	
×	前払金		第41条	
×	翌会計年度の前払金相当額		円	第41条第3項
0	部分払			第42条
×	前払金の支払を受けている	(a)		第42条第2項
	場合の部分払額の決定	(b)		
	各会計年度において部分払	令和7年度	口	
\circ	を請求できる回数	令和8年度	口	第42条第3項
		令和9年度	2回	

事業内訳書

事未 行 扒音									
記入番号	作業種	国有林名	林小班	面 積 (数量)	単位	樹種·本数			事業期間
番号				(奴重)		スギ	ヒノキ	計	
5	地拵	下成山	2018~	5.59	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和10年2月29日 全刈筋置
	小計			5.59	ha				
6	植付	下成山	2018~	5.59	ha		11,739	11.739	自 契約締結日の翌日 至 令和10年2月29日 2,100本/ha
	小計			5.59	ha		11,739	11,739	
7	鹿防護網設置	下成山	2018~	1,400	m				自 契約締結日の翌日 至 令和10年2月29日
	小計			1,400	m				
	合計 数伐採率は実地調			11.18 1,400	ha m		11,739	11,739	

^{| 1,700 | 11 | 1.}本数伐採率は実地調査(収穫調査)の本数伐採率とする。
2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

一括発注及び混合契約の場合の造林作業特記仕様書

〇末木枝条の処理

末木枝条の取扱いについて、混合契約においては「立木入札案内書の特約事項(作業上の留意 事項)の第6(末木枝条等の処理)」により処理を実施し、一括発注においては「請負契約書の特 約事項」により処理を行うこととするが、その具体的な処理方法については事業実施前に監督職 員及び森林官と事業主または現場代理人との間で指示承諾書を取り交わすこと。

○事業地面積の確定

搬出方法について車両系搬出作業による場合、森林作業道の線形が実行段階でないと確定しない状況から、地拵え面積及び植付け面積等が確定されていない。このことから、当初契約時は概算による面積とし、搬出完了後に面積を確定し変更契約を実施することとする。

地拵作業仕様書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部または植幅をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類(以下「刈払物等」という)は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難い 場合は監督職員の指示によること。

植幅 2.5 m

筋置幅 1.5 m

- イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪 等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。
- ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。
- (2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できる だけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積 することのないよう留意すること。

(3) 線地拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上 20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、 不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

- (注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。
- (4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。
- (5) 指示区域について、特定仕様により難い場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

植付作業仕様書(コンテナ苗植栽)

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第28条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 2,100本
 - (2) 列間距離 2.0 m 苗間距離 2.4 m
- (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方 向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第1項の大きさの植 穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、 地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度 に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないよう に注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し潅水するなど、 苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

材料仕様書

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	単位	数量	備考
獣害防護網	下記7参照	式	1	内訳は、下記7のとおり
ヒノキ コンテナ苗	苗齢2以上 苗長35cm上 根元径3.5mm上	本	11,739	

- 3. 請負者は、2.を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。
- 4. 請負者は、上記2. の苗木については、花粉の少ない苗木(特定苗木等)が調達可能な場合は優先的に使用すること。
- 5. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。
- 6. 獣害防止ネットについては、<u>下記及び別紙「鹿防護網設置仕様書及び標準図」を参考とし同等又は同</u> 等以上のものとする。

7. 獣害防護ネット一式

品名		数量	単位
①獣害防護ネット	ステンレス線入り 50mm目合 2.3m×50m 上段1.0mポリエチレン(400D 30本以上) 中段1.0mステンレス入り(400D 30本以上 ϕ 0.29 4本) 下段0.3mポリエチレン(400D 30本以上) 視認性の良い色	28	枚
②上張り、下張り、裾抑えロープ	φ8×55m PEロープ	84	巻
③支柱控えロープ	φ6×55m PEロープ	35	巻
④支柱	ϕ 33×2400mm FRP	420	本
⑤支柱キャップ	φ 33mm用 FRP	420	個
⑥アンカー (控え用)	400mm以上 4方向返し付き ABS製	420	本
⑦アンカー (押さえ用)	400mm以上 4方向返し付き ABS製	1,400	本
⑧アンカー(下張り用)	400mm以上 4方向返し付き ABS製	840	本
⑨結束バンド (ネット用)	200mm 100本/袋	13	袋
⑩補修糸	φ2.6mm×55m巻(ステンレス入り ネット繋目補修用)	3	巻

※支柱控えロープは、1方向につき4.5mを確保、支柱210本×2方向×4.5m=1890m

1890 m ÷ 55 m/巻 = 34.3636⋯ ∴35巻

※結束バンドは、支柱本数420本×3本=1,260本 1,260本÷100本=12.6 ∴13袋

※補修糸は、1箇所当り5m使用 (ネット枚数28+出入口や谷部用等5) ×5.0m=165m

165m÷55m/巻=3.0 ∴3巻

※材料に過不足が生じた場合は、監督職員と協議することとし、余りがあった場合は作業完了後に監督職員へ引き渡しすること。

鹿防護網(L字ネット)設置仕様書及び標準図

- 1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
- 2. 鹿防護網は、下記の寸法を基本として設置すること。
- 3. 鹿防護網設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
- 4. 支柱の間隔は3.33m程度とし、上張りロープが垂れ下がらないよう設置すること。
- 5. 支柱と本体ネットは、上・中・下3箇所、結束バンドで固定すること。
- 6. 下張りロープと押さえロープの間は、区域の外側に広げて地面に接するように敷くこと。
- 7. アンカーは、下張りロープに1.0m程度の間隔、裾押さえロープに1.0m程度の間隔で、 出来るだけ互い違いに設置し、ロープと地面に隙間が出来ないようしっかりと固定すること。
- 8. 支柱控えロープの固定は、アンカーを使用すること。
- 9. 歩道と接続する箇所は、開閉できる出入口を作製すること。
- 10. その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。





